

# 台湾交通部観光局

## フライ&クルーズ訪台助成金プログラム

一、交通部観光局(以下本局と称する)は、台湾をフライ&クルーズ旅行における交通結節点(ハブ)にすべく、外国のクルーズ客船会社に対する台湾での寄港を促進すると共に、航空機と客船の二種類の交通手段を使った訪台旅行を組み合わせて、世界各地の観光客を台湾に誘致することを目的として本プログラムを定める。

二、助成金の対象：各国及び中国大陸地区（香港及びマカオを含む）の主管機関が認可したクルーズ客船会社とする。

三、本プログラムにおいて使用される用語の定義は以下の通りとする。

(一)クルーズ客船：交通の他、宿泊、レストラン、レジャーなど多機能施設を持ち合わせた客船をいう。

(二)フライ&クルーズ旅行:航空機と客船の二種の交通手段を組み合わせた旅行形式をいう。

(三)フライ&クルーズ旅客：航空機と客船の二種の交通手段を組み合わせた形式により訪台旅行する外国人旅行者（中国大陸地区及び香港、マカオを含む）をいう。

四、助成金の受給条件と基準について

(一)フライ&クルーズ旅行を取り扱うクルーズ客船会社は、フライ&クルーズ旅客を台湾に入国させた場合、一航海につき 10 米ドルの助成金を受け取ることができる。

(二)前項のフライ & クルーズ旅行を取り扱うクルーズ客船会社は、フライ & クルーズ旅客を台湾に入国させ、台湾での滞在時間が累計 48 時間以上に達した場合、一航海の入国した延べ人数に対し、助成金を受けることができる。なお、旅客一人に対する助成金は、以下の基準により算出する。

1、300 人以上：30 米ドル。

2、500 人以上：50 米ドル。

3、700 人以上：70 米ドル。

(三)前二項に関する助成金は、同一航海の場合どれか一つが適用され、重複して申請することはできない。

## 五、 経費報告と支払いについて

(一)クルーズ客船会社は、台湾入出国に係る申請手続きを行う際、わが国の定める商港法、航業法、船舶法及び関連規定を遵守しなければならない。

(二)助成金を申請するクルーズ客船会社は、クルーズを台湾に停泊させなければならない。また一申請に対し、航海完了から 120 日以内（一申請の航海が完了した日の翌日から起算）に旅客の運航スケジュール（前条第一項の規定による申請者は添付不要）、クルーズ客船会社の領収書、海運会社または海運代理業者が提供する成果資料（申請資格者の名簿と人数、行程表を含む）を申請書に添えて本局に提出し、審査を受ける。（申請書は添付の通り）

(三)申請期限を過ぎた場合、または申請期限内に申請した書類に不備があり、本局から補正を

求められた期限内に資料を提出しなかった場合、本局は申請を受理しないものとする。

(四)助成金の申請をするクルーズ客船は、2020年(中華民国109年)12月31日までに台湾への航程を完了しなければならない。助成金の交付額は、前条に定める条件と基準に基づき算出し、クルーズ客船会社の指定する銀行口座へ直接送金する。

(五)申請期限は、2021年(中華民国110年)4月31日までとする。

#### 六、 経費の出所について

本プログラムにおける助成金の経費は、本局の観光発展基金予算により捻出される。経費は申請の先着順に確保され、当年の予算枠に達した場合は、申請の受付を終了する。

#### 七、 指導及び審査について

本局は、フライ&クルーズの助成金申請に関する指導責任を負うこととし、助成金対象者に虚偽報告や入国旅客人数を過剰に計上するなどの粉飾が発覚した場合は、過分に支払った助成金の返還を請求すると共に、当該対象者に対し、助成金の支給を一年間停止することとする。